静岡県労働保険指導協会だより

令和３年冬号

最低賃金

p2 令和３年10月より最低賃金が上がりました
給料は最低賃金以上？／社会保険料の見直しをしましょう

p3 令和３年度地域別最低賃金

雇用保険の失業手当（基本手当）

労使トラブルを防ぐための基礎知識
p4～5 離職票は何に使うの？ 失業手当の手続きの流れは？

雇用保険の求職者給付（基本手当）
p6 倒産・解雇の離職と自己都合退職の違い
新型コロナのために自己都合退職した方の手当は手厚くなる可能性があります

雇用契約書（兼 労働条件通知書）

p7～8 雇用契約書の見本と解説／労働条件の明示方法

令和３年第３期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

〒420-0961 静岡市葵区北3-7-27

静岡県労働保険指導協会

☎ 054-297-5104

社会保険に加入しましょう

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

失業手当（求職者給付の基本手当）については
4～6ページ

健康保険・厚生年金保険の加入対象が段階的に広がります。

健康保険

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

CHECK! 同一労働同一賃金

令和3年4月より（中小企業）

◆ **非正規雇用労働者（パート、有期雇用労働者、派遣労働者）を雇っている場合には、賃金をはじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。**

◆ 正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、**待遇差の内容や理由を説明しなければなりません**ので、不合理な待遇の違いがある企業においては、改善に向けて取り組みを進めましょう。

詳しくは当会まで

☎ **054-297-5104**

今月の深堀知識

労働条件をFAX・メール・SNSで明示することが可能です。
（ただし労働者が希望した場合に限る）

関連記事：「雇用契約書　兼　労働条件通知書」の見本と解説（7ページ）。
雇用契約書の内容の解説は令和3年秋号。

労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に対して労働条件を明示する義務があります。

明示方法は書面の交付に限られていましたが平成31年4月から労働者が希望した場合は次の方法でも明示できるようになっています。

① FAX
② Eメールや、Yahoo!メール、Gmail等のWebメールサービス
③ LINEやメッセンジャー等のSNSメッセージ機能等

（注）第三者に閲覧させることを目的としている労働者のブログや個人のホームページへの書き込みによる明示は認められません。

（留意点）

①メール・SNSで明示する場合には印刷や保存がしやすいよう**添付ファイル**で送りましょう。

②労働者が本当に**電子メール等による明示を希望したか**、個別にかつ明示的に確認しましょう。

③**到達したか**、労働者に確認しましょう。

④義務ではありませんが、**明示した日付、送信した担当者の氏名、事業場や法人名、使用者の氏名を記入**しておくとトラブルを防止できます。

⑤労働条件の明示を怠ったり、労働者が希望していないにも関わらず、電子メール等のみで明示したりすることは**違反**となります。
（最高で30万円以下の罰金）

編集と発行　労働保険事務組合　静岡県労働保険指導協会
〒420-0961 静岡県静岡市葵区北 3-7-27　電話：054-297-5104　FAX：054-297-5101
E-mail: info@shizuoka-rouho.com　URL http://shizuoka-rouho.com/